

議案第 8 4 号

南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例

南あわじ市地域集会施設条例（平成 17 年南あわじ市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表志知研修指導施設の項、野原集会所の項、払川集落センターの項及び沼島集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市地域集会施設条例新旧対照表

現 行		改 正 案		備 考
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
施設名称	位置	施設名称	位置	
中筋地区農村集落多目的共同利用施設～伊加利コミュニティセンター 略		中筋地区農村集落多目的共同利用施設～伊加利コミュニティセンター 略		
<u>志知研修指導施設</u>	<u>南あわじ市志知奥286番地 2</u>	新コミュニティセンター	略	
<u>野原集会所</u>	<u>南あわじ市八木野原147番地</u>			
新コミュニティセンター	略			
かるも集会所～高原集会所 略		かるも集会所～高原集会所 略		
コミュニティセンター潮美台会館	略	コミュニティセンター潮美台会館	略	
<u>払川集落センター</u>	<u>南あわじ市灘払川49番地</u>			
<u>沼島集会所</u>	<u>南あわじ市沼島2166番地</u>			

